

一、吾人は着實剛健の氣風を涵養し熱烈なる愛國者、皇室中心主義者、忠實なる地方住民たらむ事を期す  
二、吾人は地方政治を研鑽し公益事業の發展殊に社會政策の遂行を企圖す  
三、吾人は漸時近きより遠きに及ぼし國政を攻究して之に貢獻する最高の目標とす

## 趣 意 書

今や政治は少數者の專占に屬せず一般國民の共同意思を以て行ふべき新時代となりました、而して一方國政連用の基礎を成す者は實に地方政治であります、故に國政の更始一新を期する者は先づ地方の發展に努力せなくてはなりません  
殊に地方行政の良否は我々の日常生活と密接の利害關係を持つて居ります、地方行政の改善を企圖するは是れ即ち地方住民の福利を増進し兼ねて國民として國家に貢獻するの前提であります  
然るに市町村會議員の選舉權を有する者は過去三十余年間三階級に分れて金權の勢力過大であり我々は之に没交渉無關心でありましたが、市町村制中の新選舉法實施と共に初めて茲に新らしき自覺を得た心地があるのであります、普通選舉實施の時刻らば更に眼界の擴大するを覺ゆるのであります、従つて今より之に處するの訓練も亦缺くべからざる所であり  
加之地方に於て政派分立して互に相争ふが如きは吾人の採らざる所であり、殊に研鑽修養を企圖する者として其濁中に投ずるが如きは最も忌むべきことであります、不編不黨、公正の精神を以てするが最も肝要であります  
故に我々は純正無垢の新團體を創設し先づ地方政治に發足して終に力を國政に致さむとするのであります、希はくは同胞諸氏參加聲援を賜へ

## 會 規 約

第一條 本會ハ六民會ト稱ス

第二條 本會ハ國政及ヒ地方行政ヲ研究シ其發展ヲ期シ兼ネテ會員ノ親善ヲ圖ルヲ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左記ノ事業ヲ行フ

一、講演會、茶話會、討論會及ヒ演說會ノ開催

二、會員ノ實地視察

三、會報ノ發行

四、其他會員總會ニ於テ議決シタル事項但急施ヲ要スル場合ハ幹事會ノ議決ニ依ル

第四條 本會ハ事務所ヲ堺市大町西四丁川尻自轉車店方ニ置ク

第五條 普選法別表第六區内ニ居住スル成年男子ニシテ會員ノ紹介ヲ得タル者ハ本會々員タルコトヲ得

會員ハ會費トシテ毎月金拾錢ヲ本會ニ支拂フコトヲ要ス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、幹 事 會員總會ノ議決ヲ以テ其人員ヲ定ム

二、會計主任 一 名

三、會計係 第一號ニ準ス

會員總會ノ議決ニ依リ幹事長及ヒ相談役ヲ置クコトアルベシ

役員ノ任期ハ滿一ケ年トス但相談役ハ無任期トス

役員ハ會員總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選任ス但相談役ハ會員外ノ者ニモ之ヲ囑託スルコトヲ得

第七條 幹事ハ會計事務ノ外一切ノ會務ヲ總理ス

幹事長ハ幹事會ノ議決ニ依リ委任セラレタル事項ヲ處理ス

會計主任ハ本會ノ會計事務ヲ管掌ス

會計係ハ會計主任ヲ補佐シ會計主任故障アルトキ其職務ヲ代理ス但代理順序ハ幹事會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

相談役ハ會員總會及ヒ他ノ役員ニ對シテ意見ヲ陳述ス